

# 屋外広告物許可関係電子申請について

- 本資料は屋外広告物許可に関する電子申請の手続を記載しています。
- 令和4年10月から電子申請を開始しています。対象手続きは以下の手続です。
  - ・「屋外広告物新規許可申請」
  - ・「屋外広告物変更（改造）許可申請」
  - ・「屋外広告物除却届」
  - ・「屋外広告物更新許可申請」
  - ・「屋外広告物管理者等設置・変更届」
  - ・「屋外広告物滅失届」
- 電子申請では、必要事項を入力することで申請書（届出書）の作成が完了しますので、申請書（届出書）の添付は不要です。  
※申請書（届出書）のほかに添付書類が必要な場合は、別途添付が必要です。  
※令和7年1月16日から電子申請の申請フォームが一部変更となっています。
- 書面での申請については、従来どおり可能です。

## 問い合わせ先

(1) 屋外広告物許可に関する事  
都市・まちづくり推進課  
TEL:097-506-4671

(2) 電子申請の操作、利用者登録に関する事  
大分県電子申請ヘルプデスク  
TEL:097-506-2457

1

電子申請の事務処理の流れについて

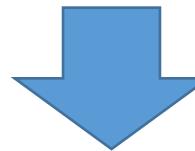
2

申請の手順について

3

その他

1. 大分県ホームページから電子申請を行う。



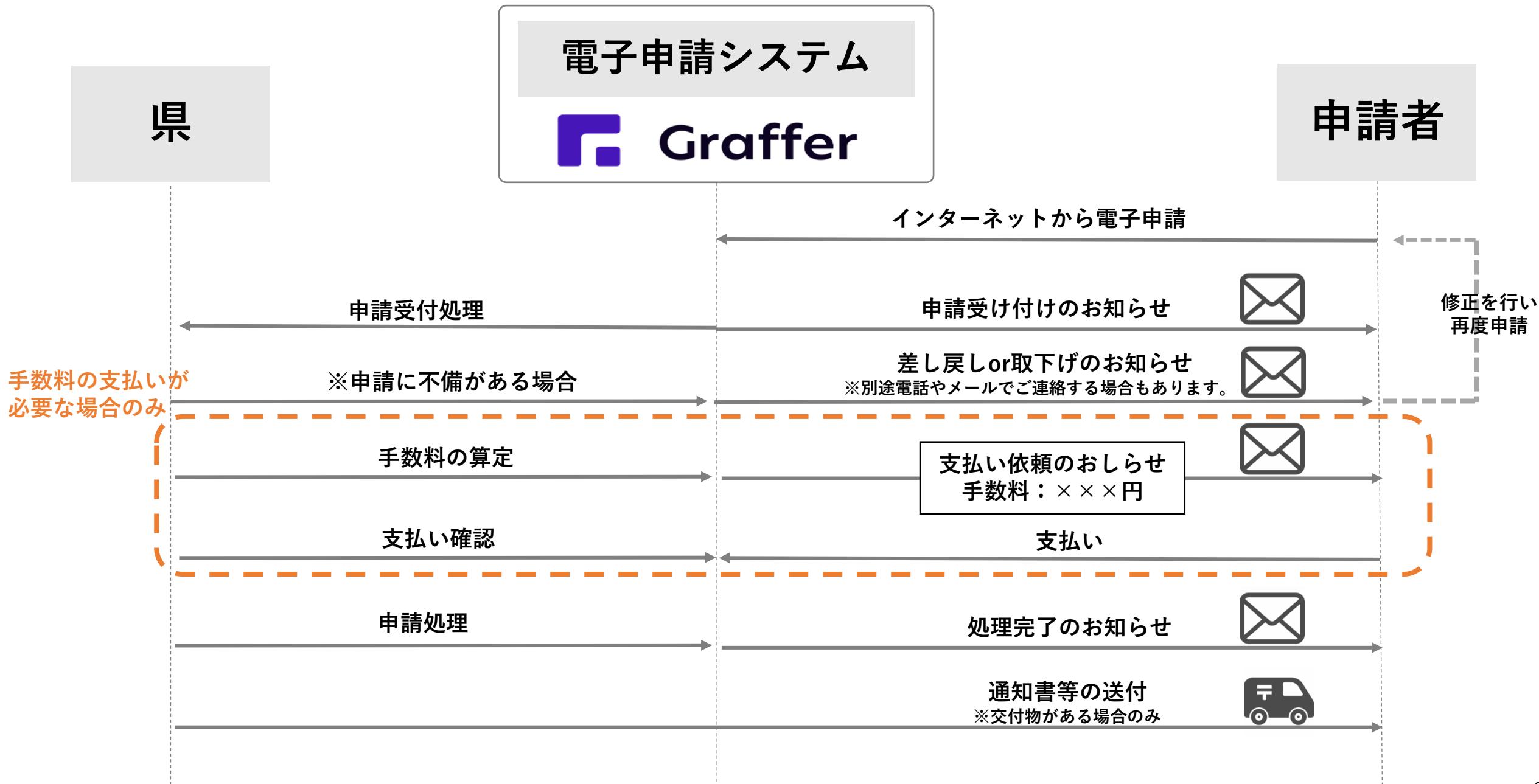
2. 手数料を支払う      ※支払いが必要な場合のみ



3. 完了のお知らせメールが届く。

交付書類がある場合（新規許可申請等）には、  
別途書類（許可証等）が郵送で届きます。

## ①電子申請の事務処理の流れ（詳細）



## ②申請の手順について

(例)

屋外広告物新規許可申請 (〇〇土木事務所)

入力の状況 0%

大分県の「屋外広告物新規許可申請 (〇〇土木事務所)」のオンライン申請ページです。

屋外広告物新規許可申請 (〇〇土木事務所)  
屋外広告物更新許可申請の電子申請ページです。

制度詳細についてはこちら 

**①** ログインして申請に進む

ログインしていただくと、申請の一時保存ができるようになります。

または

**②** メールを認証して申請に進む



以下の2通りからお選びください。

- ①新規登録またはログインして申請
- ②アカウント登録せずにメールで申請

 おすすめ  
ログインして申請すると、入力情報の一時保存や過去の申請の確認ができます。

## ②申請者情報の入力

(例)

入力の状況 10%

### 入力フォーム

#### 申請者情報

申請者種別 必須

個人

法人

入力内容に不備があります。内容を確認してください。

**一時保存して、次へ進む**

**〈 申請の概要等の確認に戻る**

入力の状況 9%

### 入力フォーム

#### 申請者情報

申請者種別 必須

個人

法人

[法人を検索して自動入力する](#)

申請法人名 必須

郵便番号 必須  
ハイフンなしの半角7桁で入力してください

[郵便番号から住所を入力](#)

① 「郵便番号から住所を入力」を押すと、住所の一部が自動入力されます。

法人所在地 必須

① 自動入力後、番地、マンション名、部屋番号など、住所の続きがあれば入力してください。

法人代表者（役職、氏名） 必須

電話番号 必須  
日中に連絡が取れる電話番号を入力してください

メールアドレス 必須  
自動入力  
アカウント登録時のメールアドレスが自動的に表示されます。  
申請者が代理人の場合は代理人のメールアドレスが表示されます。

[削除](#)

担当者（所属、氏名） 任意  
申請内容に確認が必要な際に連絡することがあるため、担当者の氏名を入力してください

入力内容に不備があります。内容を確認してください。

**一時保存して、次へ進む**

個人または法人を選択し、必要事項を入力してください。

## ②代理人情報の入力

(例)

入力の状況 14%

### 入力フォーム

#### 代理人の情報

登録申請はご本人又は代理人が行う事が出来ます。  
代理人が申請する場合は委任状の添付が必須となります。  
※添付はスマホによる写真ファイル、PDFファイル等が可能です（10MBまで）

代理人による申請 必須

はい

いいえ

入力内容に不備があります。内容を確認してください。

**次へ進む**

**戻る**

入力の状況 20%

### 入力フォーム

申請はご本人又は代理人が行う事が出来ます。  
代理人が申請する場合は委任状の添付が必須となります。  
※添付はスマホによる写真ファイル、PDFファイル等が可能です（10MBまで）

代理人による申請ですか 必須

はい

いいえ

代理人の氏名 必須

会社名等 必須  
代理人が法人の場合は会社名等を入力してください。

代理人住所（郵便番号） 必須

郵便番号から住所を入力

① 「郵便番号から住所を入力」を押すと、住所の一部が自動入力されます。

代理人住所又は所在地 必須

② 自動入力後、番地、マンション名、部屋番号など、住所の続きを入力してください。

代理人の連絡先 必須  
(ハイフン区切り) 入力例: 012-345-6789

委任状 必須  
委任状を添付して下さい。（任意様式）  
複数ファイルになる場合はzip形式での添付も可能です。  
(形式: png, jpg, pdf, zip, 最大10MBまで)

ファイルを選択…

入力内容に不備があります。内容を確認してください。

**一時保存して、次へ進む**

**戻る**

代理人が申請を行う場合は、  
代理人情報を入力し、委任状を  
添付してください。

(例)

屋外広告物新規許可申請 (○○土木事務所)

入力の状況 21%

入力フォーム

手数料の支払い

手数料の支払方法 必須

登録許可申請には手数料が必要となります。  
支払方法は以下より選択が出来ます。

- クレジット払い
- PayPay払い
- ペイジー払い

よろしければ「はい」を選択して次へお進み下さい。

はい

入力内容に不備があります。内容を確認してください。

一時保存して、次へ進む

戻る

手数料の支払いがある場合は、  
支払方法の確認ページがでます。

内容を確認し、よろしければ「はい」を  
選択してください。

- 👉 電子申請の場合の支払い方法は以下の3通りです。
- ・ クレジットカード払い
  - ・ PayPay払い
  - ・ ペイジー払い

(例)

入力の状況 29%

### 入力フォーム

#### 申請先確認

**申請先** 必須

申請先は広告物のある市町村を管轄する土木事務所となりますので、広告物の所在市町村を以下より選択してください。  
※一覧に存在しない市町村については、受付け窓口が各市町村となりますので、該当する市町村にお問合せください。

選択してください

入力内容に不備があります。内容を確認してください。

一時保存して、次へ進む

戻る

入力の状況 29%

### 入力フォーム

#### 申請先確認

**申請先** 必須

申請先は広告物のある市町村を管轄する土木事務所となりますので、広告物の所在市町村を以下より選択してください。  
※一覧に存在しない市町村については、受付け窓口が各市町村となりますので、該当する市町村にお問合せください。

選択してください

選択してください

- 国東市
- 別府市
- 杵築市
- 日出町
- 臼杵市
- 佐伯市
- 豊後大野市
- 玖珠町
- 九重町
- 中津市
- 宇佐市

**申請先は、広告物等のある市町村を管轄する土木事務所です。**

👉 大分市、日田市、津久見市、竹田市、豊後高田市、由布市、姫島村に広告物等を表示する場合には、各市町村窓口に申請を行ってください。

※中核市である大分市においては、「大分市屋外広告物条例」により許可事務を行っています。

※日田市、津久見市、竹田市、豊後高田市、由布市、姫島村については、屋外広告物事務の一部（許可事務等）を権限移譲しています。

## ②申請情報の入力

(例)

入力の状況 36%

### 入力フォーム

#### 許可の種別

許可の種別 必須

許可の種別を選択して下さい。  
不明な場合は地域の土木事務所にお問い合わせください。

- 許可地域における設置許可
- 禁止地域における自家用広告物設置許可
- 禁止地域における案内図板等の設置許可

条 自動計算

0 X

項 自動計算

0 X

入力内容に不備があります。内容を確認してください。

一時保存して、次へ進む

戻る

#### 【新規許可申請の場合のみ】

広告物等を表示する地域が禁止地域に該当するかを確認し、許可の種別を選択してください。

対象地域がどちらに該当するか不明な場合は、管轄の土木事務所にお問い合わせください。

## ②申請情報の入力

(例)

屋外広告物新規許可申請 (○○土木事務所)

入力の状況 43%

**入力フォーム**

**広告物の種類及び寸法等**

広告物の種類及び寸法等を入力してください。  
2件目以降は、「もう一件追加する」を押して入力してください。  
max15種類まで入力することができます。

**広告物の種類** (必填) (最大15件まで入力可能)

1件目 広告物の種類

**広告物の種類** (必填)  
広告物の種類を入力して下さい。  
記入例: 野立て看板  
(50文字迄)

野立て看板

**広告物の数量** (必填)  
広告物の数量を入力して下さい。  
記入例: 3

3

**広告物の数量 (単位)** (必填)  
広告物の数量の単位を選択して下さい。

枚

個

**寸法横 (単位: m)** (必填)  
広告物の寸法横を (単位: m) 小数点以下3桁まで記入して下さい。  
※単位mは入力不要  
記入例: 2.333 (20文字迄)

2.333

**地上からの高さ (単位: m)** (必填)  
広告物の地上からの高さを (単位: m) 小数点以下3桁まで記入して下さい。  
※単位cmは入力不要  
記入例: 2.333 (20文字迄)

2.333

**照明の有無** (必填)

有

無

**表示面積 (単位: m<sup>2</sup>)** (必填)  
広告物の表示面積を (単位: m<sup>2</sup>) 小数点以下3桁まで記入して下さい。  
※単位m<sup>2</sup>は入力不要  
記入例: 2.333 (34文字迄)

2.333

**材料** (必填)  
(150文字まで)

木材

1件目をコピーして追加する  新規追加する

あと14件まで追加できます

**次へ進む**

**戻る**

入力フォームに従って、必要事項を順次入力してください。

※申請種類により、入力フォームは異なります。

## ②添付書類

入力を進めていくと、最後に必要な書類の添付欄が出てきます。  
各手続きで必要な書類を添付してください。

(例)

### 【新規許可申請の場合】

【新規許可申請の場合】

入力フォーム

必要な書類の添付

以下に提示した書類より必要な書類を添付してください。

- 広告物の材料及び構造に関する仕様書、設計図等
- 広告物のデザイン、色彩、表示の寸法、面積等を表示した書面
- 表示または設置場所付近の見取図
- 照明や音響の概要を記載した書面（照明または音響を伴うもの）
- 建築物との関係を表示した書面（建築物を利用するもの）
- 表示または設置場所から道路鉄道等までの距離を表示した書面（道路鉄道等から展望を目的とするもの）
- 土地使用承諾書の写し（他人の土地を使用するとき）
- その他

必要書類の添付 必須 最大10件まで入力可能

1件目 必要書類の添付

添付書類の名称 必須

必要書類の添付 必須

ファイルを選択…

+ もう1件追加する

あと9件まで追加できます

入力内容に不備があります。内容を確認してください。

次へ進む

### 【更新許可申請の場合】

【更新許可申請の場合】

入力フォーム

必要な書類の添付

広告物等の現況のカラー写真 必須

3ヶ月以内に撮影したもの  
(10MBまで)

ファイルを選択…

屋外広告物安全点検報告書 必須

3ヶ月以内に実行した点検の結果を記録したもの  
(10MBまで)

ファイルを選択…

入力内容に不備があります。内容を確認してください。

次へ進む

### 【変更（改造）許可申請の場合】

【変更（改造）許可申請の場合】

必要な書類の添付 必須 最大10件まで入力可能

新規申請の添付書類のうち、変更（改造）事項に関連のある書類を添付してください。

+ 追加する

次へ進む

### 【滅失届の場合】

【滅失届の場合】

入力の状況

86%

入力フォーム

書類の添付

書類の添付 必須 最大5件まで入力可能

その他必要書類があれば「追加する」を押して、添付してください。

+ 追加する

次へ進む

## ②申請内容の確認

(例)

入力の状況 100%

### 申請内容の確認

#### 申請者の情報

申請者の種別 <small>必須</small>	法人	 <a href="#">編集</a>
申請法人名 <small>必須</small>	株式会社〇〇広告	 <a href="#">編集</a>
郵便番号 <small>必須</small>	8708501	 <a href="#">編集</a>
法人所在地 <small>必須</small>	大分県大分市大手町〇〇	 <a href="#">編集</a>
法人代表者（役職、氏名） <small>必須</small>	代表取締役 景観 花子	 <a href="#">編集</a>
電話番号 <small>必須</small>	097-506-4671	 <a href="#">編集</a>
メールアドレス <small>自動入力</small>		
その他追加書類 <small>任意</small>		 <a href="#">編集</a>

[この内容で申請する](#)

最後に、入力した内容を確認できます。

修正が必要な場合は、「編集」をクリックの上、修正を行ってください。

👉修正が必要な場合に  
クリックしてください。

## ②受付メールの受信

(例)

★ 大分県 屋外広告物新規許可申請 (○○土木事務所) 申請受け付けのお知らせ

差出人  
送信日時  
TO

「大分県 屋外広告物新規許可申請 (○○土木事務所)」の申請を受け付けいたしました。申請内容を確認後、順次処理いたします。

■ 申請の種類  
大分県 屋外広告物新規許可申請 (○○土木事務所)

■ 申請日時  
2025-11-10 16:51:52

👉 申請の詳細は、  
URLから確認できます。

申請の詳細は、以下のURLからご確認いただけます。  
<https://sandbox-ttkz.graffer.jp/smart-apply/applications/9007338365585736536>

※ 本メールは送信専用アドレスからお送りしています。ご返信いただいても受信できかねます。  
※ 本オンライン申請サービスは、株式会社グラファーが大分県公式サービスとして運営しています。  
※ ご不明点やご質問は、大分県まで直接お問い合わせください。

▼ 送信者に関する情報  
株式会社グラファー  
Copyright © Graffer, Inc.

申請が完了すると、登録したメールアドレスに  
左のようなメールが届きます。

(例)

★ 屋外広告物新規許可申請 (〇〇土木事務所) 支払い依頼のお知らせ

差出人  
送信日時  
To

大分県「屋外広告物新規許可申請 (〇〇土木事務所)」の支払いを行ってください。

■ 申請の種類  
屋外広告物新規許可申請 (〇〇土木事務所)

■ 合計金額  
10,000 円

■ 申請番号  
9007-3383-6558-5736536

■ 支払い依頼日時  
2025-11-10 16:59:37

以下のURLから支払いを行ってください。  
<https://sandbox-ttzk.graffer.jp/smart-apply/applications/9007338365585736536?tab=PAYMENT>

※ 本メールは送信専用アドレスからお送りしています。ご返信いただいても受信できかねます。  
※ 本オンライン申請サービスは、株式会社グラファーが大分県公式サービスとして運営しています。  
※ ご不明点やご質問は、大分県で受け付けています。大分県まで直接お問い合わせください。

▼ 送信者に関する情報  
株式会社グラファー  
Copyright © Graffer, Inc.

支払いが必要な場合は、左のような支払い依頼メールが届きます。

URLをクリックし、支払いに進んでください。

## ②手数料の支払い

※支払いがある場合のみ

支払い方法を選択の上、手数料をお支払いください。

(例)

申請一覧 / 申請詳細

屋外広告物新規許可申請 (OO土木事務所)

申請番号 9007-3383-6558-5736536

この申請をもとに新規申請

申請基本情報 申請内容 支払い情報

明細

日時	費目	支払い手段	金額
			合計 0円

支払い一覧

10,000円	支払い方法 支払いに進む
---------	--------------

①「支払いに進む」をクリック 詳細を確認

支払いの明細

費目	金額
手数料	10,000円
合計	10,000円
非課税	10,000円

支払い方法

支払い方法の選択

- クレジットカード
- PayPay
- ペイジー

②支払い方法を選択

PayPayで支払いがしたい 支払いに進む

ペイジーで支払いがしたい 支払いに進む

【クレジットカードの場合】

支額の確認

支払い方法

ご利用可能なクレジットカード

- クレジットカード
- ベイジー

カード番号 1234 5678 9012 3456

月 選択 年 選択

セキュリティコード 123

キャンセル このカードを使用する

③

支払いの明細

費目	金額
手数料	2,000円
合計	2,000円
非課税	2,000円

支払い方法

支払い方法の選択

- クレジットカード
- ベイジー

クレジットカード登録

カード番号 1234 5678 9012 3456

カード番号 1234 5678 9012 3456

要更新する

以上の内容で支払いを実行する

【PayPayの場合】

支払いの明細

費目	金額
手数料	10,000円
合計	10,000円
非課税	10,000円

支払い方法

支払い方法の選択

- クレジットカード
- PayPay
- ベイジー

PayPay支払い情報

PayPayの支払い画面へ進む

PayPayで支払いがしたい 支払いに進む

③

支払いの明細

費目	金額
手数料	10,000円
合計	10,000円
非課税	10,000円

支払い方法

支払い方法の選択

- クレジットカード
- PayPay
- ベイジー

【ペイジーの場合】

支払いの明細

費目	金額
手数料	10,000円
合計	10,000円
非課税	10,000円

支払い方法

支払い方法の選択

- クレジットカード
- PayPay
- ベイジー

ペイジー支払い情報

ペイジーの支払いに必要な情報が発行されていません。

ペイジー支払いの発行に進む

ペイジーで支払いがしたい 支払いに進む

③

## ②完了メールの受信

(例)

★ 大分県 屋外広告物許可申請 (〇〇土木事務所) 改訂版 処理完了のお知らせ

差出人 : [REDACTED]  
送信日時 : [REDACTED]  
To : [REDACTED]

「大分県 屋外広告物許可申請 (〇〇土木事務所) 改訂版」の処理が完了いたしました。

■ 申請の種類  
大分県 屋外広告物許可申請 (〇〇土木事務所) 改訂版

■ 申請日時  
2024-07-09 14:57:57

申請の詳細は、以下のURLからご確認いただけます。  
<https://sandbox-ttzk.graffer.jp/smart-apply/applications/3508391265428587871>

※ 本メールは送信専用アドレスからお送りしています。ご返信いただいても受信できかねます。  
※ 本オンライン申請サービスは、株式会社グラファーが大分県公式サービスとして運営しています。  
※ ご不明点やご質問は、大分県で受け付けています。大分県まで直接お問い合わせください。

▼ 送信者に関する情報  
株式会社グラファー  
Copyright © Graffer, Inc.

申請が完了すると、登録したメールアドレスに左のようなメールが届きます。

交付物（許可申請書等）がある場合には、別途郵送で送付いたします。

### ③その他\_お問合せ先等

電子申請システムに関するお問合せは、下記にご連絡ください。

#### 【システムに関するお問合せ先】

大分県電子申請ヘルプデスク

メール：shinsei-help@pref.oita.jp 電話番号：097-506-2457

※対応時間：閉庁日（土曜日、日曜日、祝日、休日および年末年始休業日）を除く午前8時30分から午後5時15分まで

大分県ホームページの「電子申請ポータルサイト」から、ログイン方法や操作方法等を確認できます。



The screenshot shows the homepage of the Oita Prefecture website. At the top, there is a navigation bar with links for 'お問い合わせ' (Contact), '閲覧補助' (View Assistance), 'Other Languages', and '相談窓口' (Consultation Counter). Below this is a search bar with 'サイト内検索' (Site Search) and '検索' (Search) buttons. A red box highlights the '目的でさがす' (Search by purpose) button. On the left, there is a sidebar with links for '防災ポータル' (Disaster Prevention Portal), '分類でさがす' (Search by category), '組織でさがす' (Search by organization), '電子申請' (Electronic Application), and '大分県の紹介' (Introduction to Oita Prefecture). A large green button labeled '大分県パートナーシップ宣誓制度' (Oita Prefecture Partnership Oath System) is prominently displayed. A red arrow points from the '電子申請' button on the left to the '電子申請ポータルサイト' (Electronic Application Portal Site) on the right.



The screenshot shows the 'Oita Prefecture Electronic Application Portal Site'. The top navigation bar includes links for 'お問い合わせ' (Contact), '閲覧補助' (View Assistance), 'Other Languages', and '相談窓口' (Consultation Counter). A red box highlights the '電子申請ポータル' (Electronic Application Portal) button. The main content area is titled '大分県 電子申請ポータルサイト'. It features a sidebar with 'よくある質問' (FAQ) and a section for '電子申請を利用される方へ' (For those using electronic application). The 'FAQ' section includes links for '電子申請システムのアカウント作成方法' (How to create an account for the electronic application system), '電子申請システムのログイン方法' (How to log in to the electronic application system), '電子申請システムのアカウントで防災ポータルを設置する方法' (How to set up the disaster prevention portal using an account), and '電子申請システムからメールが届かない' (Email does not arrive from the electronic application system). The 'For those using electronic application' section includes information about the help desk, phone number (097-506-2457), email address (shinsei-help@pref.oita.jp), and response time (excluding Saturdays, Sundays, holidays, and New Year's Day). The bottom of the page provides contact information for the help desk.

電子申請ポータルサイト